

~~右 料 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

提出年月日を記入

① 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく

②申請・届出者 氏 名 協同組合 広島労働局

8. 以外は消してください。

だいひょうりじ ひろしま じろう
代表理事 広島 次郎

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~
- 8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	34-特-〇〇〇〇〇〇
④氏名又は名称 (ふりがな)	きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく 協同組合 広島労働局
⑤所 在 地 (ふりがな)	〒 7 2 0 - 0 0 1 3 電話 084 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	ひろしまけんふくやましひがしきくらまち 広島県福山市東桜町〇〇-〇
⑥事業所	きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく むりょうしょくぎょうしょうかいしょ (ふりがな) 名称 協同組合 広島労働局 無料職業紹介所
	ひろしまけんふくやましひがしきくらまち (ふりがな) 所在地 広島県福山市東桜町〇〇-〇 □□ビル2階

⑤・⑥は変更前の所在地を記入してください。

様式6号(第2面)

⑦変更事項	事業主所在地・事業所所在地の変更	
⑧変更前	事業主：720-0013 広島県福山市東桜町〇〇-〇 TEL (084) 000-0000 事業所：720-0013 広島県福山市東桜町〇〇-〇 □□ビル2階 TEL (084) 000-0000	
⑨変更後	事業主：730-0013 広島県広島市中区八丁堀■-■ TEL (082) 000-0000 事業所：730-0013 広島県広島市中区八丁堀■-■ ○〇ビル4階 TEL (082) 000-0000	
⑩取扱職種の範囲等	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">⑧・⑨は郵便番号・電話番号も記入してください。</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">申請は事後報告となるので、⑪の年月日以降にご提出ください。</div>	
⑪変更(廃止)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	事務所移転のため	
⑭備考	担当者：総務係長 ○〇 ○朗 TEL (082) 000-0000	

~~届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

お問合せ先：
広島労働局 需給調整事業課 TEL (082) 511-1066